

地方自治体の消費者行政

——横浜市の行政を中心に——



平野守之

1 —————はじめに

地方行政を執行する自治体は、それぞれの地域における特殊性をもちながら形成されており、その上にたって、諸々の行政を執行することとなるので、たとえそれが消費者行政であっても、いやむしる消費者行政であるから各自自治体における取り組み方には相当の差〈行政の内容、組織など〉があるものとなっている。

これは、消費者行政自体の歴史が浅いこと及び行政の基本となる消費者保護基本法の制定後〈昭和43年5月30日公布施行〉約6年余りしかたっておらず、行政にいかすことのできる資料や情報が不足がちであり、行政を推進するための組織自体もかなり流動的な状態であること並びに昨今の異常な物価高とつくられた物不足に対し、どう市民の生活を防衛するか、どう消費者の保護政策を推進するかという姿勢の差である。

このような中であって、地方自治体のする消費者行政について画一的な方向をつかみ取ることは極めてむづかしいが、一般的に考え得る方向及び本市の消費者行政の方向を中心に述べることにしたい。

2 —————消費者保護基本法の制定

昭和41年11月国民生活審議会は、「消費者保護組織及び消費者教育に関する答申」において、『消費者行政を推進するに当って、もっとも重要なことは、単に消費者保護の強化、消費者教育の推進にとどまらず、国民生活優先という基本的な理念が行政一般に滲透することである。戦後の10数年間の時期においては、生産力拡充がある程度優先されたのは、それなりの必要性があったといえようが、経済規模が西欧先進国の一角に到達した現段階ではそのために生じた消費者の不利益や危険

の増大、企業間の不健全な競争制限行為等は、かえってわが国経済社会の進歩を阻害する要因の一つとなりつつある。従って、今後の行政一般の運営は、生活が経済発展の犠牲になるのではなく、経済が生活に奉仕すべきものであるという国民生活優先の理念に則って、行なわれなければならない』と述べている。

昭和35年頃から①経済の高度成長に伴うアンバランス②消費者物価の上昇③技術革新による各種新製品の開発と氾濫④大量生産、大量販売を行うための販売戦略によるつくりあげられた欲望⑤安全性⑥不当表示⑦嘘・誇大な広告⑧売り惜しみ・買占め等々の消費者問題が提起され、これらの諸問題の解決にあたり、従来の行政のあり方では総合的かつ十分な対処が不可能という背景があった。

そこで、国の消費者政策を根本的に検討し、再編成するための法律の制定が強く要望されたところであり、昭和38年頃に社会党から国会に提出されたが審議するに至らず、昭和43年春、さきの国民生活審議会の答申の趣旨に則り、自民・社会・公明・民社の4党共同提案として上程され可決成立した。

この法律は、消費者の保護に対する基本的方向を提示した法律であり、取締規定や罰則規定は定められておらず、その名が示すとおり、いわば訓示規定ともいべきものである。

そして、この法律の特色は、まず第1に、消費者保護をすすめるにあたって国・地方自治体・事業者それぞれの責務とともに消費者の役割を明確にしたことである。国・地方自治体・事業者の責務の定めは当然としても、消費者の役割を定めたことは、消費者問題の範囲の広さなど量的な問題ではなく、経済活動の中であって消費者主権の侵害、消費者自身の自主性・合理性の欠如などいわゆる質的な問題を含んでいたからである。次に、法律制度の積極的な改善をあげている。これは、時代

の変化に即応し、現状にそぐわない点が生ずればすみやかに改善すべきだとしているのである。そして第3に、行政組織のあり方が述べられている第3章16条では行政組織の整備と行政運営の改善が、第4章では消費者保護会議などの設置が定められている。消費者問題は、大きくは国では各省市に、市では全局に、そして末端では各課にまたがるヨコ割の行政である。従来のタテ割にヨコ割を強くとおす行政が、地域住民の権利意識に密着する。そして地域住民の権利がどのように評価されているかを示すバロメーターにもなる。

3 ————— 横浜市の消費者行政へのとりくみ

本市における消費者行政は、昭和40年度から全国の都市に先がけて、消費者問題を専門的に取扱う消費経済課を経済局に設置することによって体系的に始められた。本市は戦後爆発的な人口の増加をみて、43年度には200万人を超え、東京・大阪に次ぐ大都市となった。そして、この人口増加は、たとえば物価の問題にしても、需要と供給のアンバランスという初歩的要因によって、いわゆる消費者問題が発生するなど人口増加に伴う問題としてあちこちに現われてきた。また、購買力の東京への流出やミエ買い等の非合理的消費慣習によってつくり出される消費者問題にも、本市の消費者行政として取組みをしなければならない問題であった。

狭義の消費者行政における消費者保護の問題は、多くは産業行政によって解決することが効果的であるが、本市では食品衛生行政なり、農政なり、あるいは商工行政に強くインジェクトしながら問題の解決を図っていくことが必要であった。しかしながら、最も中心的な施策は消費者の教育であり、消費者自身の知識・関心を高めることによっ

て、消費者問題へアプローチすることであった。即ち古い消費慣習を打破し、合理的な購買態度を育成することによって消費者の商品選択力を強め、物価や商品の品質に働きかけることが、施策の中心であった。発足後まもない、かつ基礎的な歴史的な組織が少ない消費者行政はこうして毎年その成果をあげ、続々と地域住民の権利意識の上にたった新規事業をとり込んだものとなっていったのである。

勿論、他の自治体における消費者問題への取り組みも保護基本法制定後の43年後半から実施され専門的に取扱い体制の整備が次第に進んだのはこの頃である。

昭和40年4月消費経済課設置後、昨48年度迄に実施した主たる消費者保護行政の内容、事業は次のとおりである。

<1>消費生活についての資料を収集して消費者行政の的確な運営と行政機能の効果的な推進を図るための消費生活モニター制度

<2>消費者意識の高揚と消費者の自主的な活動を推進するための消費生活対策協議会の設置

<3>生鮮食料品の適正価格の形成と価格安定をはかるための標準小売価格表示店制度<昭和49年度から廃止>

<4>消費者が自主的に消費者問題に対処し、消費生活の安定向上に積極的な役割を果たすことのできる消費者活動の推進のけん引力となる消費者リーダーの養成を図る。

<5>45年度から上昇を続けた物価高から市民を守るため小売市場に対し共同仕入資金を貸付け、これによりれんば販売を実施。

4 ————— 狂乱物価に対応する自治体行政

国においては、昭和35年以来の消費者物価の上昇

に対して、毎年さまざまな物価対策がとられてきた。上昇をはじめた当初は、これを短期的、一時的要因とみて対症療法的な各個別対策を中心としていたが、昭和37年頃からは、これが経済活動全般に及ぶものであって、しかも長期、構造的な要因によるものが大きいと認識されてきた。そこで、低生産性部門の近代化、競争条件の整備、総需要の抑制等の総合対策が考えられ、この考えのもとで、物価対策を推進してゆくべきであるとされた。しかし、具体的にこれらをどう行政のなかにとり組んだかという点と低生産性部門の近代化などの構造的対策のほかは、即効性に重点をおいたため公共料金の抑制、個別物資の供給等の増加といういわば個別対策に終始した。

物価の急激な上昇が始まったのは昭和47年からである。昭和45年末から約2年ほどの景気後退はあったが47年の後半から日本経済は再び拡大に転じた。それと同時に卸売物価も急激に上昇するというめぐり合せとなり、この卸売物価の上昇は、あい前後して消費者物価にも波及したのである。昭和48年3月の卸売物価及び同年5月の消費者物価はそれぞれ前年同月比で10%以上の上昇を示したのである。

その後もこれらの物価は上昇のテンポを早め昭和49年2月には、前年同月比で卸売物価が37.0%、消費者物価が26.3%の上昇ということになり、消費者物価の上昇は終戦混乱期の終り頃<昭和24年7月>の30.2%につぐ記録となった。

今回の物価の上昇は、当初は卸売物価の急上昇という現象であったが、前述のように47年後半からは消費者物価も上昇した。そして48年に入ってから輸入大豆の値上がりによる加工食品や調味料への波及、繊維原料の値上がりによる繊維製品への波及等の現象が次々に現われ、食料と被服を中心として激しい消費者物価の上昇が始まったのである。48年5月には消費者等による繊維製品買急

ぎ、建設資材の急騰等があり、その後3カ月程は季節的要因もあって一時的に消費者物価の高騰は鈍化した。9月の声を聞くとともに秋冬期用衣料品の高値出回りを先頭として再び物価の上昇が始まった。

このように生活必需物資の価格高騰が大幅で続いているなかに突然発生したのが「石油危機」と「物不足」である。

即ち、48年末から49年にかけてトイレットペーパー、ちり紙、洗剤、砂糖、食用油、塩等が次々と店頭から消える現象を起こし、また、パニック状態とならないまでも、多くの商品で買いためが進んだのである。そして、この過程で、販売者側はいくつかの不当な販売方法をとるものもみられ、消費者の抗議・苦情は相当数にのぼった。

物不足騒ぎの際、買いための対象となったもの、それはいづれも生活必需品であり、数多くの消費者は、これらの品物がなくなることを恐れ、自己の生活防衛のため条件反射的に買いために走ったのである。こうして「物不足」と「買いため」の悪循環がくすぶり続け、消費者は心理的な不安と現実の事態の間にあたって、その解決と指導を行政機関に激しい口調で要請してきた。時あたかも昭和48年10月末日であった。

消費者・市民からの要請に対応する機構はその時どうであったろう。

本市の場合をみると従来の消費経済課の一つの係<係長以下7名>が昭和40年の課設置以来いわば安定経済下における消費者行政を担当してきたので、このポストへ電話等により苦情・相談が相次いだのである。

電話は朝の出勤時間前から鳴りっぱなし、3本の電話も話し中で、他の課へかかる電話の応待にも消費経済課の職員が出向くというありさまであった。突然起きた物不足に対し、かくも世相が混乱し、行政がこの苦情処理に追いかけられ日常の経

常業務も手がつかず、まるで電話による苦情処理のために出勤しているようであった。行政が、このようなありさまであったことが過去あったのだろうか。しかも、苦情に振り廻わされているのが、ごく一部のポスト!!

そこで、この異常な事態に十分対応することと、更に消費者への教育を充実させることが必要であると判断し、当然のことながら対応すべき機構の整備と国に対しては不足の物資の緊急放出、物資に関する的確な情報の公開及び物価調査の権限移譲を強く要請したのである。

ところが現実の問題として機構の整備にはおのずから人の問題が絡み合うので中々進展しない。突然発生した物不足であるからこれらは短期の一時的現象として多くの人がとらえる向きがなかったのである。

しかし、一方機構の整備に関係なく事態は深刻となってきた。石油産油国の輸出量削減、輸出価格の上昇等から市民が数多く使用する灯油の確保問題が生じた。そしてまた、トイレットペーパー、小麦粉等の物資の不足も解消されなかった。

経常事務の停滞、物不足に対する小売市場等への指導、灯油の需要期到来、年末年始物資の手当等々市民の苦情処理・情報提供処理など苦しみの山積する毎日であった。

このようななかにあって、11月1日には神奈川県石油商業組合に対し、灯油の安定供給についての協力要請を行なうとともに一方では、消費生活モニター300人を動員し、不足気味の物資<洗剤、砂糖、みそ、塩、小麦粉、食用油、しょう油、トイレットペーパー等家庭用紙、灯油など>の価格動向と商品状況の調査を開始した。

また、11月の中旬には、市内公・私設小売市場で生活必需品の安売りと中国食品の販売とともに中国製「トイレットペーパー」の輸入手配も実施した。

更に11月下旬には国の物価担当各省庁に対し、再度物不足解消と物の価格上昇等抑制について次のような文書をもって要望したのである。

48経第1665号

昭和48年11月29日

経済企画庁長官	内田 常雄	}あて
通商産業大臣	中曽根康弘	
農林大臣	倉石 忠雄	
厚生大臣	斎藤 邦吉	

横浜市長 飛鳥田一雄

生活関連物資等の品不足解消と物価上昇の抑制について〈要望〉

生活関連物資等の確保については、常々格段の御尽力をいただいておりますことに深い敬意を表します。

さて、昨今におけるインフレーションの激しい進行は、石油危機にたんを發した品不足、特に日常における生活関連物資等の欠乏を招き、加えて日を追うごとの物価上昇もあり、市民は強い生活不安におそわれています。

こうした状態の出現は、過去における国の施策と経済見通しに大きな原因の一つがあります。そこで、国におかれましては、早急に石油問題を始めとする生活関連物資等の需給を再検討され、緊急対策を確立し、その不安を一日も早く解消する責任があると思料いたします。

勿論、我々におきましても市民生活の上での節約や自治体として可能な手段による危機解決には協力と努力を惜しむものではありません。

物価と石油危機等の問題が経済的弱者である市民にしわ寄せされることなく安心して生活を営めるよう是非とも速かに次の対策を講じられるよう強く要望いたします。

- 1 市民の消費生活安定と向上のため、生活関連物資等の安定供給をはかるとともに、物価の異常な上昇をきびしく抑制されるよう万全の対策を講じられたい。
- 2 昨今の物資不足の例にみられるように、パニック現象は的確な情報の欠如にもあるので、今後とも常時正しい情報を早期に公表し、これをいち早く市民に周知できるよう対処されたい。
- 3 生活関連物資等の需給状況等にかかる調査権限が、国の段階にのみあることは、現状からみてじゅうぶんと

思われ、かつ、消費人口を多くかかえる大都市ではパニック現象が発生し易いので、これに対応できる対策として、物価調査の権限を早急に指定都市等の大都市にも移譲されたい。

この頃、国においても一連の緊急事態への対策の一環として、及び将来において、資源危機、食糧危機が生じ、物価高騰等経済の異常事態が発生した場合に、生活関連物資及び国民経済に重要な物資について、その価格及び需給の調整等に関する緊急措置をあらかじめ準備しておくことにより、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営を確保することを目的とした「国民生活安定緊急措置法」を国会に提出した〈昭和48年12月7日〉。この法案は、その緊急性から同月21日に成立し、翌22日に公布された。一方、各自治体においても、この全国的な物価の高騰等及びこれが国民生活安定緊急措置法に定められた物価調査権限等の要望に対処するため相次ぎ緊急対策本部、生活推進本部が発足した。また昭和48年7月に公布、施行されていた生活関連物資の買占め、売り惜しみに対する緊急措置に関する法律もこの時期に強化改正され、併せてその権限の一部が地方自治体に委任された。そこで、本市においても12月に入り生活寒波を少しでも吹き払おうと年末の緊急対策樹立と「市民生活関連物資緊急対策本部」及び「経済局緊急物資出荷プロジェクトチーム」「中小企業エネルギー関連危機対策班」の設置を決定した。しかし、他の自治体はその殆どにおいてこれら緊急対策本部職員は委任であるのに、本市においてはすべて兼任で処理するという体制であった。体制がどうであれ自治体こそ市民の生活を防衛するトリデである。従って、当時の消費経済課は生活関連物資の出荷要請にメーカーを歩き回ったのである。灯油、小麦粉、食用油、砂糖、洗剤等々…。市民生活関連物資緊急対策本部は、昭和48年12月20日発足した。

そして、①正月用物資の緊急出荷、②民生用灯油の出荷要請<生活困窮者と新興団地入居者用>、③その他生活必需品の出荷要請の3点に目標をしばり活動を開始した。

この活動の中心は消費経済課職員と経済局の緊急物資出荷プロジェクトチームであったことは言う迄もない。

初の活動としては当時最も品薄であった小麦粉55トンの放出とスパゲティー6千袋の放出である。これは、市内の大手メーカーが率先協力を約され、これに市内の食料品店520店及び公・私設小売市場並びに横浜、みどり、菊名の各生活協同組合が一斉にれんぽで販売することの協力があって実施したものである。その他、ソ連産のししゃもをはじめ他の物品のれんぽ販売も実施したが、こんにち市民の間に好評を得ている横浜方式によるれんぽ販売はこの時期に大きくその第1歩を踏み出し

たものといえる。

一方、世相は相変わらず騒然としていた。灯油の確保、重油、軽油の品薄と価格高騰、石油液化ガスの品不足と値上り等々市民の苦情は耐えるいとまがなかった。ソ連から粗原油を輸入し、これを灯油に製精し、民生施設に配布したのもこの頃である。

12月20日緊急対策本部が設置されてから約1カ月たった49年1月29日、緊急対策の中心的業務を担当する専任職員で構成する価格対策部が誕生した。緊急対策本部の機構及びその構成は、次のとおりとなっている。<図1、図2参照>

なお、補足すると専任、兼任を合せた741人の構成人員についても市町村体制及び一部の都府県を除く県体制をも大中に上回っている市民ぐるみの組織であるといえる。

価格対策部の活動状況等は別項の行政資料<43

図一 横浜市市民生活関連物資緊急本部機構図

横浜市市民生活関連物資緊急対策本部組織構成員表

役員、職員	補職名	人員	備考	役員、職名	補職名	人員	備考
対策本部 本部長	市長	1人		副部長	緑政、衛生、消防、局 長 14区 課長	13(4)	
" 副本部長	助役	3		兼任 調査員	経済局 部 課長 同市民経済部 係長	23(4)	
" 本部員	企画、総務、財政 市民、民生、衛生 環境事業、経済 緑政、港湾、消防 の各局長 区長会議長 中央卸売市場本場長 企画調整局主幹	14		"	各局担当部 課長 14区 助 役 課長	185	{ 58人 127
" 幹事	関係局 部長	13		小計		270(11)	
価格対策部 部長	経済担当 助役	(1)		物資監視員	委 嘱 (市内14区に配置)	445	49.8.31 現在
" 副部長	経済局 長	(1)		消費生活相談員	(各 区 窓 口)	26	"
" 専任職員	主 幹	(1)		緊急出荷 プロジェクトチーム	経済局長 以下	(20)	兼任調査員 を含む
" "	副 主 幹	1		エネルギー危機 関連対策班	経済局 課長一 チ ャ ム	(14)	"
" "	主 査	5		合計		741(45)	人
" "	職 員	12		幹事13名の内訳 環境事業局 総務部長 経済局 市民経済部長 " 都市産業部長 企画調整局 次長 総務局 行政部長 " 中央卸売市場 " 南部市場長 財政局 財務部長 " 緑政局 農政部長 市民局 市民部長 " 港湾局 総務部長 民生局 児童福祉部長 " 衛生局 次長 " 消防局 予防部長			

()内の数字は、兼務

頁〉により承知されたい。

48年から49年にかけての物価上昇や物不足騒ぎは我々の生活を大きく動揺させるとともに不安をも高めたが、この背景には、動揺や不安を高めるような問題がいくつか底流として進行していたといえる。

それは、①物価や地価の上昇の過程で新しい所得分配の不平等が生じつつあった。②石油危機を契機として、資源制約によってこれ迄続いた物的な豊かさに乗った生活水準の行方に不安が生じた。

③人々の欲求や価値観の多元化に対して、それがなかなか充足されなかったり、充足の仕方が不公平であったりして不平や不満が高まった、という3つである。

一般的に消費者保護条例と呼ばれ「消費者の生活防衛とその安定を図るための条例」が自治体で制定されるようになったのはこの頃であるが、その

多くは精神的、訓示的なものであった。

5 ———— 49年度における本市の消費者行政

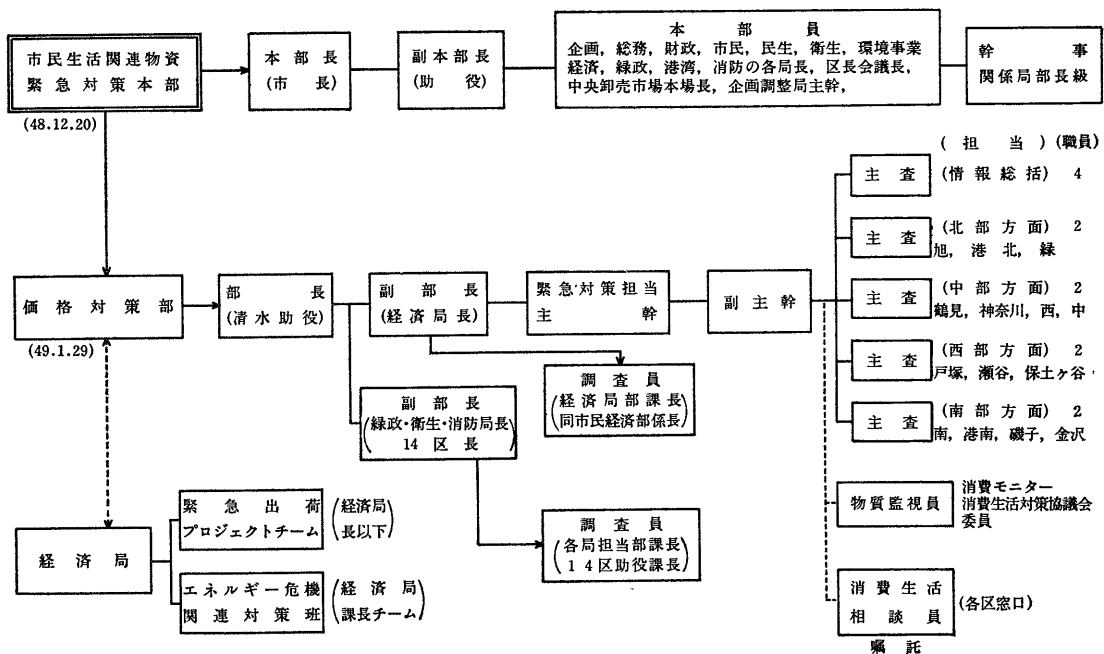
消費者問題の解決～消費者主権の確立には消費者自身が流通機構や商品に対する勉強などに努力を続け、みずから「かしこく行動する消費者」になる必要があることは、すでに述べてきたところでもある。

そこで、行政機関は消費者主権の行使を害するものの除去と、将来発生が予想される問題を先取りし、その発生をくいとめる等消費者の立場を強化する積極的施策を進め、経済の発展の成果を正しく福祉優先の方向に結びつけていく必要があると思う。

ところで、昨年末に発生した一連のパニック状況

図一 横浜市市民生活関連物資緊急対策本部組織構成員表

横浜市市民生活関連物資緊急対策本部機構図



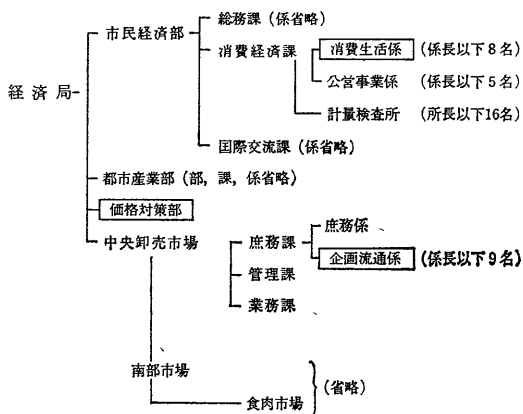
に端を発した異常な経済情勢が市民生活に深刻な影響を与えていることは、*4——狂乱物価に対応する自治体行政のなかでも述べたように明らかであり、市民も自治体の生活安定への強力な施策を期待していることに鑑み、49年度においては行政機構の整備<図3参照>をなし、経済危機から市民生活を防衛することをその政策の基本とし、地域住民の権利意識に密着した消費生活対策と物価対策を中心に執行することとした。

即ち、①物価高とつくられた物不足の解消、市民の正常な消費生活回復という見地から価格対策部を中心に全市の機能を動員し、かつ、消費生活モニター、消費生活対策協議会委員等の協力を得、生活安定2法に定められた物資の価格と需給動向の監視、立入検査等を進め、一方、法の定めのない物資についても、生活関連物資として市民の要望があれば、品不足、価格動向を的確に把握し、出荷要請、値引き販売の促進を図る。

②市民の台所に直結する施策として、従来からの卸値販売を巾広く進めるほか、特定野菜の出荷者との安定供給契約締結、小麦粉・食肉等の価格安定のための仕入資金融資制度の採用とこれによる一括買付け及び生鮮食料品以外の生活関連物資の定期れん借販売の実施など食生活を守る施策を強くすすめる。

③今日のときにこそ特に必要な消費者教育と消費

図一三 経済局組織図



者運動の推進については、消費者センターをその拠点とし、効果ある運営を図り、消費生活モニター、消費者リーダーの養成のほか、通信制による消費生活講座の開設、消費生活コンサルタントの大巾活用による苦情の処理等消費者教育の充実を図る。

④正しい生活情報等を提供するための消費者テレフォンサービス事業の効率的活用を図り台所との直結、消費者意識の高揚を図る。

⑤生活協同組合の活動を促進し及び円滑なる組合運営を図るため資金を融資し、並びに付属冷凍設備等に対し助成を進める。

⑥消費生活の根本は計量であることの認識をあらたにし、計量思想の普及・指導と法にもとづく立入検査、定期検査等を施行し、消費生活の向上に寄与する。

などの対策である。

6———今後の消費者行政

消費者の利益を積極的に擁護する消費者行政は、大別すると①消費者保護行政②消費者教育行政の2つになるが、実際には単に消費者の権利に関係する施策だけでは不十分であり、これらをとおして生活優先の原則をあらゆる行政に広く浸透させることが必要である。従って、既に本市で執行している2つの消費者行政とともに地方自治体としてはおのずからの限度はあるが物価対策を加え、これらを精一杯促進し、また一方、住みよい住宅、快適な通勤・通学を可能とする交通機関、医療、教育、体育、レクリエーションなど生活環境施設の整備も必要である。そして、今後とも消費者行政は、産業・企業と生活の接点で激増しつつある広範多岐な消費者保護問題をきめ細かく総合的に解決し、経済社会の体質全体を市民の生活向上に

直接寄与する方向へと転換していくという大変大きな課題を背負っている。

そこでこうした時代の要請に応えるためには次の諸点に留意するべきであろう。第1は、消費者保護を一層機動的に推進することである。消費生活の高度化・多様化に伴い、予測困難な消費者問題が多発する傾向にあるので、行政がこれに迅速的確に対処し得る機動的推進体制の確立である。

第2は、消費者保護を先見的・先導的に進めることである。消費者行政が問題発生後の事後処理に止まることなく先見的に、前進的に展開されるよう調査、研究・テストは積極的に実施することである。

第3は、消費者保護を広域的・地域的に充実することである。消費者問題は生活の場から提起されるものであるから、しかもこれらの問題は具体的に、個別的な消費者の権利とからみ合うので、消費者と最も接する地方自治体が積極的に対応する姿勢を出すべきである。

第4は、消費者保護を一層総合的に推進することである。消費者保護は行政、事業者、消費者の各々それぞれの責務または役割を果しつつ総合的に達成されるべきものである。消費者保護基本法の目的達成は産業企業の消費者主権の確立、公的サービスにおける消費者保護の徹底、消費者の自主的組織活動の促進など、互に関連しつつ推進されれば、この危機は乗り切りが出来得るであろう。いずれにせよ、地域の特殊性に応じた地方自治、地域住民の立場にたった消費者行政の着実な実行という姿勢に加え、地域の消費者の力強い協力がその成果を左右する重大なカギをも握っている。

7 ————— むすび

消費者保護行政の中心課題は、消費者利益をそこ

なりような事態が起こるのを予防することである。このことが完全に機能すれば、消費者被害が発生することはない筈であるが、しかし、企業が如何にら密な組織であっても、生産が科学的に管理されても、それが人間の集団である以上、消費者に被害を与えるような問題を起こさないとは限らない。

大量生産、大量販売というシステムは、大量の被害に広がる危険を有している。そこで今後の行政の課題として、6——今後の消費者行政の項で述べた留意すべき事柄のほか、被害が発生したときその被害をどう救済するかという問題がある。

少額の被害でも、費用のかからない簡単な裁判によって補償を求められる裁判制度や、少額の被害でも多数の被害者がいるとき被害者代表が裁判をし、勝訴すれば被害者全員が補償を受けられるという裁判制度〈集団訴訟＝クラスアクション〉が考えられ、また、裁判が起こしやすいうように訴訟費用を貸し付ける制度も考えられる。

そこで、これらを十分ふまえながら今後は、行政にあっては消費者の主権の行使を害する者の除去は勿論、地域住民の権利に密着した消費者の立場を強める施策と福祉優先の方向のもとで、経済を発展させるよう努め、業界の消費者保護に関する適切な体制づくりと何時でも物を提供するという社会的・公共的責任の監視及び消費者の生活安定と向上のためにする知識の習得への協力に意を用い、行政、事業者、消費者が一体となって国の政策転換を迫り、住みよい都市づくりに邁進することにひたむきの努力を続けることが、今日の危機を乗り切る最善の方式と確信する。3者のうちの1つでも欠けることはそれだけ生活の安定が後退することになるということも知るべきである。

〈経済局市民経済部消費経済課長〉